

特定少年のプライバシー

——長良川事件最高裁判決・差戻審判決、ノンフィクション前科公表事件判決、検索結果削除事件判決、調査官論文事件判決、ツイッター記事削除事件判決を踏まえて

清水 晴生

1 事件報道と特定少年のプライバシー

- (1) 特定少年に係る事件報道の状況の変化
- (2) 長良川事件最高裁差戻判決（最判平成15年3月14日）
- (3) 長良川事件差戻審判決（名古屋高判平成16年5月12日）

2 犯歴情報と特定少年のプライバシー

- (1) ノンフィクション前科公表事件判決（最判平成6年2月8日）
- (2) 検索結果削除事件決定（最決平成29年1月31日）
- (3) 調査官論文事件判決（最判令和2年10月8日）
- (4) ツイッター記事削除事件判決（最判令和4年6月24日）

3 おわりに

1 事件報道と特定少年のプライバシー

(1) 特定少年⁽¹⁾に係る事件報道の状況の変化

「少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う事件広報について（事務連絡）」と題する通知が、最高検総務部長名で出された⁽²⁾。その中では、令和4年4月1日に改正法が施行され、改正により新設された68条⁽³⁾に基づ

(1) 少年法に「第5章 特定少年の特例」が新設された。

(2) 令和4年2月8日付。

(3) 新設第5章の特定少年の特例の中に、「第3節 記事等の掲載の禁止の特例」が置かれ、その第3節中の唯一の条項として新設68条がある。その規定内容は「第61条の規定は、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合における同条の記事又は写真については、適用しない。ただし、当該罪に係る事件について刑事訴訟法第461条の請求がされた場合（同法第463条第1項若しくは第2項又は第468条第2項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなった場合を除く。）は、この限りでない。」というものである。刑訴法461条以下は、略式手続に関する規定である。

き「特定少年のときに犯した罪により公訴を提起された場合」には、少年法61条の記事等の掲載の禁止に係る規定⁽⁴⁾、いわゆる推知報道の禁止についての規定が適用されないことになることを前提として、今後の公判請求時の事件広報の対応が示されている。

ここでは「基本的な考え方」として、「犯罪が重大で、地域社会に与える影響も深刻であるような事案」については、「特定少年の健全育成や公正を考慮しても、なお社会の正当な関心に応えるという観点から氏名等を公表することを検討すべきものと考えられます。」とし、さらに「例えば、裁判員制度対象事件については、一般的・典型的に社会的関心が高いといえることから、公判請求時の事件広報に際して氏名等を公表することを検討すべき事案の典型であると考えられます。」としている。

また「それ以外の事案についても、公表を求める社会の要請が高く、被告人の健全育成・更生に与える影響が比較的小さい場合などには、個別の判断により氏名等を公表することが考えられます。」ともする⁽⁵⁾。「被告人の健全育成・更生に与える影響が比較的小さい場合」とは、20歳に切迫しているか、すでに超えているような場合を指すのであろう。

基本的な考え方の中では、社会の正当な関心が高い場合の典型として、裁判員裁判のケースが挙げられている。裁判員には、その限られた審理・評議の時間の中で、なぜその事件では氏名等が公表され、そうでない場合には原則公表されないのかということの意味をはじめ、そもそも少年事件が刑事裁判にかけられる場合が例外であり、むしろ原則は家庭裁判所の少年審判を受けるものであること、したがって場合によっては刑事裁判から家庭裁判所への送致も可能であること、それらのことは少年法に示され体現されているその理念を実現するためのものであること、といった事柄が

(4) これについて全般的に、田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法【第4犯】』521頁以下参照。

(5) このような捜査機関の「公表を求める社会の要請が高く、被告人の健全育成・更生に与える影響が比較的小さい」かどうかの判断と、知りえた情報をネットで公表・拡散する者らの判断とが一致する保障はまったくない。

本来しっかりと説明されて初めて、裁判員は少年の刑事裁判に携わる地位に立つことが許されるはずである。時間や能力の限界を言い訳に、これらを省略するようなやり方で裁判員裁判を行うことは、少年法のみならず、適正な手続を保障する憲法31条にも反するものである。

上掲通知内でも示されたように、とりわけ特定少年に関しては、これらの理念を後退させることで、社会の正当な関心に応えるための法改正がなされたところであるが、これは推知報道の禁止を解いただけであり、そのプライバシー保護が一切考慮されなくなったことを意味するものではない。

まして、同通知がいくら事件が重大で社会的関心が高い場合や、更生への影響が小さい場合に氏名等公表を検討すべきといっても、メディアの事件報道がそれに沿う理由ももはやなくなる以上、少年法上適法な氏名公表がこれまで以上に拡大することは必至なのであるから、特定少年の適正なプライバシー保護は、むしろこれまで以上に重要な課題となるものといえる。

そこで以下では、まず少年の事件報道に関する長良川事件の最高裁と差戻審の判断の中身を参照しながら、その枠組と具体的な適用・考慮のあり方について検討する。そのあと、現在のインターネット上の犯歴情報が残存し続ける状況を踏まえた特定少年のプライバシー保護についても検討しよう。

（2）長良川事件最高裁差戻判決（最判平成15年3月14日⁽⁶⁾）

最高裁による長良川事件に係る差戻判決は、推知報道該当性⁽⁷⁾（少年法

(6) 民集57巻3号229頁。

(7) 本判決は「少年法61条に違反する推知報道かどうかは、その記事等により、不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべき」だとした上で、「被上告人と面識等のない不特定多数の一般人が、本件記事により、被上告人が当該事件の本人であることを推知することができるとはいえない。したがって、本件記事は、少年法61条の規定に違反するものではない。」と判示した。「面識等のない不特定多数の一般人」は実名・実住所の記載でもない限りおよそ推知できるものではないだろうから、むしろ面識のある者や面識のある者を通して知りうる者といった、現実的にプライバシー侵害を生じうる範囲の一般人に限定すべきと思われるが、そのような考慮は残念ながらなされていない。

61条に係る違法性)、名誉毀損該当性とその違法阻却枠組、さらにプライバシー侵害の判断枠組という三本立ての判断を示した。そしてプライバシー侵害の判断枠組に関しては、後掲するノンフィクション前科公表事件判決の示した「個別的比較衡量が表現の自由とプライバシー権の調整に関する一般的法理であるものとの位置付けが、明確にされた」⁽⁸⁾と評される。

本判決はプライバシーを端的に「その事実を公表されない法的利益」だとする。確かにプライバシーはその侵害・保護の場面に応じて多様であり、一般的・統合的な定義づけにはなじまないものがある。ここでは事件報道との関係におけるプライバシーが問題となっている。

この侵害に不法行為が成立するかの判断枠組としては、「その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立する」とした上で、具体的には「本件記事が週刊誌に掲載された当時の被上告人の年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによって被上告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である。」(太字筆者)と判示した。

「事実を公表されない法的利益」としては、「本件記事が週刊誌に掲載された当時の被上告人の年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによって被上告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度」が挙げられている。

他方、「これを公表する理由」としては、「本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性」が挙げられている。

(8) 穴戸常寿「幸福追求権(2)(プライバシー権)」警察学論集75巻10号138頁。

見てわかるとおり、ここでは「年齢」以外に、少年に係る特有の保護や権利性に関する言及がない。報道の自由と対立する場面における少年の権利保障とその手続きに関しては、すでに「憲法上の観点から再構築する必要がある」⁽⁹⁾との指摘がある。すなわち「アメリカにおいても、従来必ずしも、少年手続の憲法上の位置付けということや少年の権利保障のあり方ということについて、詰めた議論がなされてきているわけではないように思われる。一連の権利保障の動向を、たとえば子どもの権利条約をはじめとする国際的動向から、また、憲法の視点から、体系的に構築していく作業をしなければならない時期にきているのではないだろうか。それなしに、報道の自由との真の比較衡量はなしえないように思われる。」⁽¹⁰⁾という。

この「真の比較衡量」の前提となる、具体的な少年の利益や特性を指摘するものとしては、「成人については、時事的報道の時点では表現の自由が優越し、犯罪者の社会復帰の利益は、まさに自分の行動によって公共の正当な関心を呼び起こしたことが理由となり、表現の自由で譲歩することになる。少年の場合には、可塑性に富む子供が健全に成長発達するために何らかの特別扱いが政策的にも求められていることに加え、報道の原因となった自己の行動自体についても、触法精神障害者の場合と同様に、通常の成人による犯罪とは違った評価の余地がある。」⁽¹¹⁾とするものがある。

ここでの比較衡量において、「公表する利益」が現下の高い関心であるのに対し、公表されないプライバシーの利益はラベリング（レッテル貼り）からの解放、将来の更生・立ち直りといった予測的なものとならざるをえないことから、その抽象性が近い将来において具体化することも想定し、踏まえた上での比較衡量が必要であることをまず指摘しなければなら

(9) 正木祐史「『少年事件報道と法』の国際的動向 アメリカ」法律時報70巻11号25頁。

(10) 同上。

(11) 上村都「少年事件の推知報道——長良川事件報道訴訟」高橋和之・長谷部恭男・石川健治編『憲法判例百選Ⅰ [第5版]』（別冊ジュリスト186号）149頁。

ない。

その上で、単なる「年齢」以上の少年をめぐる特性や特有の要因を十分に考慮に入れることも不可欠である。すなわち、未熟さが加味されることは無論だが、未熟性といってもその個別的な特性には相当の幅のあることが想定されるのであり、それが捜査や取材を通してすでに明らかである場合も少なくないであろうから、この点を顧みずに「年齢」と事件の重大性のみを前提としてプライバシー情報を公表するときには、未熟さゆえに受けるプライバシー侵害による被害の大きさが容易に増大することは明らかである。

家庭の保護状況や虐待・孤立状況といった環境要因性も当然加味すべきであり、「公表を求める社会の要請が高く、被告人の健全育成・更生に与える影響が比較的小さい場合」といった判断を「年齢」を基準に安易にすべきではない。このようなただでさえ社会復帰・更生を難しくする環境要因を抱えている少年が、特定少年であろうと、プライバシー情報の公表・拡散によって、なおさら行き場を失うことも招きかねない。

さらには発達障害等の資質上の要因を考慮に入れるべきことも不可欠といわねばならない。先の指摘にもあったとおり、「自己の行動自体」のコントロールにかかる能力・機能は、刑法上の心神耗弱に至らない範囲においても大いに作用するものであり、少年についてはその自身の資質に対する適応が未だ十分ではないことが考えられるからである。しかしそのような行為制御能力の不十分さや適応の不十分さを、少年だけの責に帰することは酷に過ぎるだろう。

自己の行為の是非に係る判断能力や、その判断に即して正しく自己の行動を律する能力、すなわち他者との関係において自己の利害得失を合理的に判断・行動する能力が十分に備わっている成長発達段階は、決して刑事諸法において社会の正当な関心の対象とされる年齢とは一致していない。そのことは例えば性犯罪における性交同意年齢の引き上げの議論を見

ても明らかであろう。とりわけ発達障害等の生きづらさを抱える少年の資質が、複雑ないし貧弱な家庭・監護環境下において増悪したと考えられる場合においては、「年齢や社会的地位」、「公表されることによって被上告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度」といった数量的な要素を考慮するだけでは十分ではなく、それに加えて少年が被る具体的被害の内容やその性質、少年自身の公表による精神的ダメージの受けやすさやもろさ、その前提となる少年自身の資質や特性までを考慮に入れなければ、少年の発達・更生の利益と報道の自由との「真なる比較衡量」をなしうるものとはいえないだろう。

裁判員裁判対象事件といえども、55条移送の余地が残されていることも踏まえ、改正法はそのことにつき何も述べるに至っていないが、重大事件に係る少年のプライバシー情報の公表・報道にあつては、社会の正当な関心の高さとの数量的な比較衡量にとどまることなく、その公表・報道の具体的な範囲・程度によっては、少年の資質や特性を通じてその生存自体をも脅かしかねないことを自覚し、例えば写真の掲載が私刑を科すものともなりうることを踏まえてその必要性を厳密に吟味すべきであり、他方でその不法行為性・違法性に係る司法上の判断においても、同様の厳密な比較衡量こそが憲法13条並びに31条の要請であることを前提とすべきである。

（3）長良川事件差戻審判決（名古屋高判平成16年5月12日⁽¹²⁾）

後にも見るように、ノンフィクション前科公表事件最高裁判決や長良川事件最高裁判決のプライバシー侵害に係る判断枠組は、その後の同種事件に判断のためのフレームワークを提供するものとなった。ただし最高裁は自判していないためフレームワークを提示したにとどまり、それが具体的にどのように適用を見るのかについては明示されるところとならなかつ

(12) 裁判所ウェブサイト。

た。長良川事件の文脈に沿った、その最初の適用例は無論差戻審である高裁判決であるから、先に見てきた最高裁判決の判断枠組が具体的にいかなる適用を見たかについて差戻審判決を通して分析するとともに、その枠組の問題や限界についても以下で検討したい。

では、上掲最高裁判決の枠組みやそこで挙げられた検討要素について、両当事者らがどのように主張したのかから見ていこう。最高裁判決が示す権利侵害の有無の判断枠組は、当然訴訟当事者の訴訟での主張のみならず、それに至る以前の実際の行動選択にまで影響を及ぼしうるものである。

まず報道主体である週刊誌側は、少年の「年齢・社会的地位、犯罪行為の内容」については「争いのない事実」のとおりとし、少年の年齢や無名の若者であるといった社会的地位について積極的に言及するところがない。

その上で、「プライバシー情報が伝達される範囲と少年の被る具体的被害の程度」について、少年が中学2年以降教護院や少年院への入院を繰り返すなどしてきたことから、もともと事件の犯行について知るところとしたであろう狭い不良な人間関係以外にはプライバシー情報として伝達される範囲がない以上、その被害は限りなくゼロに近いとした。

「本件記事の目的・意義」については、凶悪化する少年事件について、国民の知る権利に資すると共に、少年に反省を求めるという真摯な目的の下に書かれ、その観点において先駆的な意義を持つ、と述べた。

「公表時の社会的状況」に関しては、重大な少年事件が重なって発生した時期であり、少年事件に関する関心の高まっていた時期であったとする。

「記事公表の必要性」についても、政策的・立法的対応を図る上での前提として、凶悪・残忍な被疑者のプライバシーもまた、国民の知る権利の正当な対象にあたるものだと主張した。

最後に「少年の利益と報道の利益との比較考量」に関して、上記の報道

の重要性と比べ、交際範囲が狭く、また長期に拘束されることになる少年の不利益は小さいし、自分の招いた結果に過ぎないと断じた。

では、少年サイドはどうか。

「少年の年齢」に関し、非行当時18歳、記事掲載時21歳と特定した。また、その「社会的地位」についても、「公務員などの権力者ではなく、全く権力をもたない無職の若者」だとした⁽¹³⁾。

「犯罪行為の内容」に関しては、その概要を短く述べた。

「プライバシー情報が伝達される範囲」については、掲載誌が全国的な知名度のある雑誌であるから、情報伝達範囲は国内全域だとした。また「少年の被る具体的被害の程度」につき、少年の場合には地元に戻ることが多いため⁽¹⁴⁾、更生上、推知報道による具体的被害の程度は大きいとした。

「本件記事の目的・意義」につき、執筆者自ら制裁的意図を自認していると指摘し、センセーショナルに偏見を煽る目的のものとするとともに、少年法61条潜脱の目的と意義を有するものだともしている。

「公表時の社会的状況」に関しては、少年がすでに拘束を受け裁判が始まっており、逃亡中ではないから、本人特定情報を公表する社会的必要性はないとし、また公表当時、少年法61条に照らして当該記事のような記事は違法と考えられていたものとも述べた。

「記事公表の必要性」については、事件の内容の公表の必要性はあっても、本人特定情報を公表する必要性はなかった、との見解だけを述べている。

「少年の利益と報道の利益との比較考量」については、社会的必要性のない報道を制裁的・営利的目的を追求して行ったのに対して、少年は残虐な犯行を全国に知られることになり、更生が困難となったとして、公表の利益の乏しさと比べてプライバシー侵害の程度ははるかに大きいものだと

(13) さらに「当時、身柄拘束を受けている刑事被告人であった。」ともいう。

(14) 情報伝達範囲が仮に地元の人間に限られると考えた場合でも、その具体的被害の程度は小さくないとの趣旨と思われる。

した。

それでは高裁はこれらの点に関して、いかなる判断をしたか。

「年齢・社会的地位、犯罪行為の内容」については前記記載のとおりだとした。

「プライバシー情報が伝達される範囲」に関して、生育地の知人、少年院で知り合った者や暴力団関係者など「限定的」とした。「少年の被る具体的被害の程度」については、重大事件で社会復帰に時間がかかるから「通常の一般社会人に比して小さいものと推認できる」というのだが、その趣旨は不明ではなかろうか。

「通常の一般社会人」と比較するというのがどのような意味であるのかも、よくわからないように思われる。ここでいう「通常の一般社会人」が何を指しているのかも正直よくわからない。この部分でどのような推認がなされているのかについては、判然としないように思われる。

ただ単に「通常の一般社会人」について、そのプライバシーを特定する報道がなされた場合と比較しているとしたら、なぜそのような場合と比較するのか、一体どう比較するのか。

確かに「通常の一般社会人」が突然プライバシーを特定する報道がなされれば、それ相応のプライバシー侵害の被害を直ちに被るだろう。しかしそのようなよくわからない想定を行う意味がどこにあるのか。少年時に犯した重大事件の犯人としての報道とどのような比較が可能であるのか。どのように比較すると、少年の場合の被害が「小さい」ものとなるのか。

やはり、あまりに判然としない判示のように思われてならない。

次に、「本件記事の目的・意義」に関しては、「少年法改正の議論が起こった状況下で、凶悪、残虐で重大な事件を公表し、少年犯罪の被害者家族の心情を広く世間に伝えるとともに、犯罪少年に対する反省の機会を与えることであったものと認められる。」と、肯定的に捉えている。

また「公表時の社会的状況」については、週刊誌側が指摘するような事情があったがゆえに、少年法の改正論議もあったことをも指摘する⁽¹⁵⁾。その後の法改正にも至るような改正論議の高まりがある中での公表だという趣旨であり、その必要性を肯定するものであろう。

「記事公表の必要性」としては、犯罪が凶悪かつ残虐である以上、犯罪内容自体が「社会一般の関心あるいは批判の対象となるべき事項にかかわるもの」であり、「本件犯罪行為及び犯罪に至る経緯はもちろん、犯人の経歴等も含め、これらを公表することに社会的な意義を認め得る」とし、また「本件犯罪行為における社会に対する影響力を考慮すると、被控訴人の行動に対する批判ないし論評の一資料として」も、「本件記事の公表の必要性は認めざるを得ない。」とした。

そして最後に「少年の利益と報道の利益との比較考量」に関して、「本件記事が被控訴人に関するものと推知されるプライバシー情報として伝達される範囲が限られるとともに、その伝達により被る被控訴人の具体的被害は比較的小さいものと推認されること、本件犯罪行為の内容が極めて凶悪かつ残虐で重大であること、本件記事は主に少年犯罪に対する被害者の両親の心情を記載したものであるところ、本件記事公表時の社会的状況も少年犯罪に対する国民の関心が高まっていたこと、本件記事が国民の正当な関心事であってその目的、意義に合理性があり、公表の必要性を是認し得ることなど、本件記事を公表する理由を考慮すると、被控訴人について本件記事を公表されない法的利益は認められるものの、前者が後者に優越すると解するのが相当である。」と結論づけた。

以上、週刊誌側、少年側、そして高裁の評価はそれぞれであるところ、この三者を比較してみると、結論のとおり、高裁の評価はおおむね週刊誌

(15) その上で、なおとして、その後の平成12年12月に、原則逆送等の厳罰化を含む少年法改正があったという事情もここで挙げている。上掲最高裁の判示によると、本件記事掲載誌は平成9年7月31日発売とのことである。

側の主張・評価と一致するものであった。

「少年の年齢」や「社会的地位」に関し、高裁はあらためて取り上げるところがなかった。しかし後掲する判例群では、少なくとも公務に就いているなどの社会的地位について言及するのが一般的であろう。

「犯罪行為の内容」に関しても高裁は、前記記載のとおりと述べるにとどめた上で、結論部では「本件犯罪行為の内容が極めて凶悪かつ残虐で重大であること」とのみ言及した。

これは「犯罪行為の内容」として考慮された「前記記載のとおり」の中身が、犯罪行為が凶悪・残虐・重大なものであったと認識されていたことを示すものであるが、あまりにも粗雑な把握というほかに、罪種の特性等についても本来加味すべきであっただろう。模倣性の高い罪種や行為態様であったのかどうか、社会的関心のとりわけ高い罪種であったのかどうか、同種事件が当時頻発していたがゆえに公表の必要性が高いのかどうか、被疑者のプライバシーが犯罪を犯すうえで背景を成すような罪種・罪質であるのかどうかといった点についてさらに考慮を加えるのであれば、単に凶悪・残虐・重大というだけでは、十分に法的な評価を加えたものとはいえない。

「プライバシー情報が伝達される範囲」についても高裁は、週刊誌側と同様に狭い範囲だとした。

この、上掲最高裁が示した「公表されることによって被上告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度」というのが一体何を指すのかは、最高裁の判示からもそもそも自明ではなかったように思われる。差戻審やその後の裁判例がいかなる判断を示すのかも注目されたところと思われるが、確かに少年側の主張も含め、様々な解釈の余地があり、最高裁はもう少し判示内容を特定すべきであつたらう。

すなわち少なくとも、「公表されることによって被上告人のプライバ

シーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度」というよりかは、「公表され被上告人のプライバシーに属する情報が伝達されることによって被上告人が被る具体的被害の範囲と程度」というのが正しい判示であったろう。

その上で考えれば確かに、「プライバシー情報が伝達される範囲」とは少年が被る「具体的被害の範囲」のことにほかならないことになるから、週刊誌側や高裁判決がいうように、それは身近な関係者にとどまるということになりそうである。

しかしはたしてそうだろうか。それだけであろうか。「プライバシー情報が伝達される範囲」ないし少年の「具体的被害の範囲」を特定する意味は、少年法61条が少年の更生や成長発達を阻害する推知報道を禁止していることに鑑み、報道によるプライバシー侵害の度合、すなわち報道により更生や成長発達が阻害される具体的なおそれを特定するというにある。

そうであれば少年が更生・成長発達を図るという時間軸の上で、その侵害の範囲や度合を特定するのでもなければならない。すぐには出てこないからなどというのは、少年が面罵されるおそれがないようなことだけを考慮する浅薄な評価ではなかろうか。

少年がどの程度の期間を過ぎた後に、どのような範囲の場所に戻って更生を図ることが一般的に想定されるのか。本人を推知・特定可能な記事が広汎に流布したあと、本当にプライバシー侵害の範囲は局所的なごく親しい仲間うちだけに限られることになるのかどうか。重大事件の犯人であるという情報によるプライバシー侵害の具体的範囲と程度が、本当に「通常の一般社会人」に関する記事によるプライバシー侵害の具体的範囲や程度と比較可能なものかかどうか。比較した上で、本当に後者に比べて「小さい」ものといえるのかどうか。少年について知りうるその狭い範囲の者たちが、特定しえたプライバシー情報を伝播・拡散させる可能性は小さいのかどうか。あるいは以上のようなことは考慮しなくてよいのかどうか。考

慮しなくてよいとすればそれはなぜか。

報道する側がこうしたことをすべて考慮した上で報道するかどうかの判断を行うことは容易ではないかもしれないし、これら以外の実利的要素も加味して報道を行うのが常であろうし、それも許容される部分が当然であろう。

しかし裁判所がプライバシー侵害と報道のあり方を考慮するに際して、こうした「具体的」考慮に及ばない態度は、十分に少年法1条や61条の法意を汲んだ態度とはいえないだろう。

少年が成長途上の未発達の間にあることは、特定少年に係る法改正後もいささかも変わるところはない。したがって、その成長発達と更生とは変わらず社会的に重要な利益といわなければならない。つまり、ここでの比較衡量においても、特定少年のプライバシーが侵害される具体的な範囲と程度については、真に具体的な要素を加味して、一定の通時的な観点の下で、慎重に評価が尽くされなければならないのであって、これらの点の看過を許すような法改正が行われたわけでないことは、あらためて確認されなければならない。

なお、「具体的被害の程度」に関しては、すでに高裁の判示を挙げたところでも若干の言及をし、疑問を付しておいた。

そして「本件記事の目的・意義」についても、差戻審は週刊誌側の主張をそのまま認めている。すなわち、「少年法改正の議論が起こった状況下」で、「凶悪、残虐で重大な事件を公表」すると共に、「被害者家族の心情を広く世間に伝え、またそれを通して「犯罪少年に対する反省の機会を与えることであった」と認められるという。

前半の、法改正の議論がある中での、少年事件の凶悪性等や被害者家族の心情を世間に知らせる目的と意義というのは理解できる。

他方で記事により「犯罪少年に対する反省の機会を与えることであった」ということについては、これは当該記事が少年の目に触れることで反省を迫るということを用いるものであろうか。そのような状況が容易に生じるも

のとは必ずしも思われぬし、しばらく出てこないのだからといった認識を示したこととの整合性も問われる余地がある。また世間一般に広く販売される週刊誌の記事について、その意義として少年自身に対して「反省の機会を与える」という意義を認めることが適当であるとも思われぬ。執筆者や編集者の意図がどうであれ、週刊誌が事件記事を報道・公表することの意義のうちに、記事の内容の対象とされた個人に対して反省の機会を与えるなどということを加えることは、現実性・具体性を欠くものであるし、あまりにしらじらしいともいえる。週刊誌が主張するのは格別、裁判所が認定し、その評価に加える要素としてふさわしいとは思われぬ。まして、個人のプライバシーを晒すことによって「反省の機会を与え」促すというのは単なる私刑であって、報道の目的・意義とも相容れるものではない。

そして「公表時の社会的状況」に関しても高裁は、重大事件の発生が続いたことで少年事件一般への関心も高まると共に、ひいては少年法の改正論議もあったことを指摘していた。そしてその論議は現にその後の法改正へと連なるものであったことも合わせて指摘した⁽¹⁶⁾。

関心の高い時期に、それに応える記事の公表であることは、その必要性を肯定する一つの要素であろう。特に、法改正の前提となる社会的な論議を知ることは、知る権利の重要な要素であろうし、ひるがえって報道の自由を行使する根拠ともなりうる。

ただし、次に見る「記事公表の必要性」についても同じことがいえるが、このような評価はいわゆる事件報道の記事一般に関するものであって、本件におけるような特定報道に類する推知報道といった具体的なプライバシー侵害にわたる記事を公表することに関するその社会的状況や必要性という文脈のものとは異なるものであることに注意が必要である。まさしく

(16) これらは週刊誌側が「記事公表の必要性」に関して、「適切な政策的、立法的対応」の前提として必要だとしたことをも受けたものであろう。

少年側はこの点に関連して、「公表時の社会的状況」について、「本件記事は、その公表時において、少年法61条の規定に違反するものと考えられていた。」と指摘していたが、正鵠を射るものであろう。この点に配慮できていない差戻審の評価は、畢竟少年のプライバシー侵害に対する公平な配慮を十分になしえていないことを示すものといえるだろう。

その「記事公表の必要性」についての高裁の認識は、犯罪が凶悪・残虐なことから「社会一般の関心あるいは批判の対象となるべき」は当然であって、その関心もまた当然に「犯人の経歴等」にまで及ぶとするものであった。したがってその公表には「社会的な意義」が認められ、また少年の「行動に対する批判ないし論評の一資料」としても、本件記事の公表には必要性が認められるとした。つまり、少年の「行動」のみならず、その具体的なプライバシーもまた、社会的な関心・批判・論評の対象となりうるのだというのである。

ここでも差戻審が、およそ公平な評価をしていないことが明らかとなっている。すなわち、そこで加味されている要素は「社会一般の関心あるいは批判」の対象であるかどうか、少年の行動に対する「批判ないし論評」の一資料たりうるかどうか、ということであり、そこではいわば批判的な関心や批判的な論評が念頭に置かれていることが明らかである。

これが例えば社会の「不安」であるとか、少年の行動に対する「分析」といった観点から、その「犯人の経歴等」が関心の対象とされ、そこに知る権利が認められるというのならば、プライバシーと報道の利益とを衡量するということに理由があることになろう。

はじめから批判や論評の対象として少年の行動を見ているばかりでは、およそ適正な比較衡量を行うことは不可能であろう。

この点もやはりまた、本件記事・報道が、少年の具体的なプライバシー侵害に及ぶ推知報道であることを前提とした評価がなされていないことに起因する問題を含んでいる。「記事公表の必要性」は、特定報道に類する

推知報道に及んだ当該記事を公表する必要性があったかという具体的事実を前提とした評価でなければ、十分な意味を成さない。つまり、対立する具体的利益の比較衡量の前提としては不十分といわざるをえない。

最後に「少年の利益と報道の利益との比較考量」について、高裁はここまでの各評価を前提として、少年の被害は小さく、対して記事公表の必要性・合理性は優越的に認められるものとした。

その結論は、そこで加味される諸要素の評価においてすでに語り尽くされているものといえる。

このように差戻審が具体的にどのような最高裁が示した規範をあてはめたのかを仔細に見てくると、最高裁の示した諸要素が厳密な分析・比較衡量に資するものであったかは、むしろ疑わしく思えてくるのではなからうか。すなわち、その評価要素の具体性の程度、評価の粗密の度合いによって、単に直観的な結論の論拠を糊塗する程度の分析にしかなりえないとの懸念を抱く結果を、それは示していたように思われる。

ところで、以上の検討を特定少年にあてはめてみると、どのようなことになるだろうか。

「少年の年齢」に関しては、法改正によって特定少年の扱いが20歳以上に近いものとされ、推知報道禁止の対象から外されたことを踏まえれば、特定少年の年齢に達していることはこれまで以上に、プライバシーの公表を優越する一つの根拠とされうるだろう。ただし一方で、特定少年がなお民法上成年に達してから間もない未成熟な発達途上の状態にあることは、いくら法的に行為能力を肯定しようとも変わるものではない。特定少年は少年の中では年長であるが、なお社会一般、人の一生という時間軸の中ではまだまだ経験不足で、経済的にも精神的にも自立するのが容易ではない時期にあることが看過されるべきではない。同時にまた、その「社会的地位」についても多くは公人としての身分を持つものではないことが予想さ

れることも加味すれば、特定少年の推知報道が許容されたからといって、ただちにいわゆる大人と同程度のプライバシー侵害に対する受忍を求めうることにはならない。

「犯罪行為の内容」についてもまた、その態様が、例えば少年犯罪特有の集団意識や、過大な自尊心等を背景にするような事情の認められるものでないかどうか、あるいは発達障害等の心身の特性が強く反映された結果としての犯罪行為ではなかったのかどうかといった、少年犯罪の特性や責任能力の低減の度合いといった、犯罪行為の背景を成す事情や、少年自身の問題・事情も、具体的事実を踏まえて加味されるべきであり、特定少年をただちに「大人」と同じというように捉えるべきではない。そこに少年犯罪特有の諸要素が見出される限りにおいては、特定少年にあっても当然にそのプライバシー保護の必要性を増大させる要素と見るべきである。

「プライバシー情報が伝達される範囲」については、特定少年に関しては年少少年などと異なり、行動・交際範囲が広くなることを加味すれば、プライバシー情報の伝達により不利益を受ける度合いは大きくなるのであるから、差戻審の判断に見られた過小評価は妥当しないことになる。 「少年の被る具体的被害の程度」についても同じことがあてはまるものといえる。まして特定少年の年齢に至ると、結婚、家族、子供といった要素も遠い将来のことではなくなり、その分だけ「少年の被る具体的被害の程度」は増大するものと把握するべきである。

「本件記事の目的・意義」についてはどうか。特定少年に関して20歳以上の場合に近い扱いを認めるに至った法改正後である以上、特定少年による事件の重大性を公表すること自体は、法改正やそれを後押しした世論の確証の意味を成すものといえるかもしれない。

他方で、その目的に制裁的意味を持たせることは許容されまい。結果的にそのような意味を持ちうることはあっても（社会制裁的な関心に応えることにはなっても）、積極的に報道主体が個人に対して制裁を加える権限

は見いだされないように思われる⁽¹⁷⁾。

また、冒頭に掲げた最高検の通知も基本的な考え方を示していたが、
 顕名報道・特定報道の必要性和表裏する⁽¹⁸⁾その記事公表の意義についても、単なる制裁的意義ではなかったかどうか、知る権利に係る公器としてのメディア自身において、その記事公表の意義について慎重な検討・精査を踏まえたものであったのかが、厳しい吟味の対象とされるべきである。

最後に、「少年の利益と報道の利益との比較考量」という最終吟味を見据えての「公表時の社会的状況」と「記事公表の必要性」について見ておくと、この「社会的状況」は「公表の必要性」を直接裏付けるものであり、またそれらは「比較考量」において報道の利益を直接押し上げるものである。

先にも指摘していたとおり、この比較衡量において「少年の利益」は、「社会的状況」や「必要性」という現下のいわば動的な具体的事情に対して、いわば静的な、抽象的な、将来の可能性という抽象的事情を指摘するものとなる点で、この比較衡量自体が重大な問題を抱えており、この点に十分に留意する必要がある。

その上で、特定少年に係る事件においても、それが特定少年による事件

(17) 私刑的な性格を帯びる制裁目的は、社会の公器による公益目的とはいえない。この点、名誉毀損罪における「公共の利害に関する場合の特例」を定める刑法230条の2の2項が「前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。」と定めながら、同1項の掲げる「その目的が専ら公益を図ることにあった」という要件については擬制する規定を置いていないことが顧みられるべきである。

そしてまた、長良川事件差戻審高裁判決はこの記事の目的・意義に関して、全般的な目的・意義をただ述べるにとどまっていたが、本来は記事のどのような部分、どのような記述をもってそのように評価できるのかが具体的に明らかにされなければ、十分に具体的な比較衡量であるとはいえないだろう。

(18) 記事公表の必要性が客観的状況を踏まえた評価であるのに対して、記事公表の意義については、その公表主体がそれをどのように捉えていたかといった主観的事情も含まれるといえるかもしれない。

であるということからただちに公表を必要とする社会的状況が肯定されるものでないことはもちろんであるが、それに加えて、特定少年については法改正により、いわば一方的・固定的な少年の利益の優越という評価は改められたものの、それは決して、逆にただちに報道の利益の一方的な優越を認めたものではないということも確認しておかなければならない。

少年法68条本文が「第61条の規定は、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合における同条の記事又は写真については、適用しない。」と新たに定めたとしても、それは今指摘したとおり、一方的な推知報道の禁止を解除したにとどまるものにすぎない。したがって、真の比較衡量の重要性こそがまさに増したというべきである。

すなわち、社会的状況や公表の必要性については、単に抽象的な世間の批判的関心などの指摘にとどまるときには、これは必ずしも重要視するには及ばないというべきである。その事件の重大性や特異性が、社会の関心を集中させ、時代的な背景を感じさせるようなものであり、その事件の背景にまで社会的関心が及ぶことも無理もないといえるようなケースかどうか、しっかりと評価されなければならない。またその評価は同時に、犯罪行為の内容において、少年個人を特定・同定することに意義を有するものかどうかの判断を踏まえた上でなされるべきである。その判断においてはまた、少年の個人的な資質や障害に対する配慮も十分に加味されるべきである。なぜなら特定少年による重大事件の背景に社会的関心が及ぶとしても、それが単なる好奇の目の関心による場合には、むしろ少年の利益の背後に後退すべき契機が生じるからである。特定少年がいくら20歳に近い切迫少年であるとしても、それは社会全体から見れば依然として未熟であることは疑いないのであって、その立ち直り、成長発達の利益というのは、個人の尊重という枠組みにおいてさえ、社会全体として当然に配慮すべきであり、それは社会の利益として還元される。重大犯罪を行ったことに対する法的・社会的制裁は、過剰に将来の更生の可能性を根こそぎ奪い取る

ことまでは正当化しない⁽¹⁹⁾。個人の資質等が行為動機や判断・行為能力の背景にある場合には、批判的視線のほかに好奇の視線が混ざり、適切な社会的関心を呼び起こさないおそれがあり、それはひいては「少年の利益」を将来にわたって過剰に侵害するおそれが多分にある⁽²⁰⁾。

したがって報道する側⁽²¹⁾は、顕名による場合にはよりいっそう記事の内容に対する配慮が必要になる⁽²²⁾。匿名報道による場合よりも、記事の内

- (19) 社会的制裁に関して、佐々木央「『推知報道の禁止』を超える社会への希望——澤登先生を道しるべとして」法と民主主義556号24頁参照。
- (20) 特にネット社会における影響の残存・継続が危惧される。それはまさにデジタル・タトゥーとして忘れ去られることのない烙印となる。淵野貴生「特定少年に対する『少年の刑事事件』規定の適用除外および推知報道の問題点」判例時報2478号161頁は「今後18・19歳を迎える人々はまさにネット社会の申し子である。デジタル記録上でいったん身元を特定されたら、その記録は一生消されることなくネット上に浮遊し、検索によって容易に再生されることを身をもって知っている。そして、そのような検索は、実際にも、就職、結婚、住居の購入・賃貸など、安定した暮らしを左右する節目節目で行われ、その度に、かつて実名報道された者は社会へのインクルージョンを拒絶されることになる。このような社会的な抹殺を一層リアルに予感せざるを得ない状況は、本人の立ち直りや社会復帰への気力を完膚なきまでに叩き潰すことになるだろう。」と指摘する。
- (21) ただしネット社会を前提とすると、大手マスコミ・メディアだけを前提に、その自主的な規律・規制を論じることには大きな限界があるといわざるをえない。
- (22) いわば改正少年法は、その55条の家裁への移送を前提としても、68条の新設に踏み切ったということになる。これはつまり、決して例外的ともいい切れない55条移送も踏まえた上で、少年法の理念と知る権利・報道の自由の権衡に対する判断を、立法・司法の手から、メディア・マスコミすなわち社会の手に委ねたということであろう。しかしテレビや大新聞といった大手メディアだけが情報流通の担い手ではないネット社会において、バランスをとるべき片方の「少年法の理念」を理解するところのない発信者による情報の発信・集約への懸念が現実化するときには、その現実には68条のみならず61条をも飲み込むことになっていくだろう。山下幸夫「少年法改正がもたらす少年法実務への影響」判例時報2478号165頁は「現在ではインターネットの発達により、一旦、実名報道がされてしまうと、それが転載されるなどして半永久的に残り、容易に検索可能となることや刑事裁判所から家庭裁判所への移送が予定されていることから公訴提起段階での推知報道を禁止の解除は更生の大きな妨げとなる。」という。八田次郎「年長少年の刑事司法化に抗する——少年処遇の視点から」法と民主主義556号39頁も「改正案は、少年法第五五条を空文化し、家裁へ移送するなどといったようなものである。」と厳しく指摘する。吉中信人「推知報道」刑事法ジャーナル67号63頁も、55条移送に関連して「課題を残している。」と指摘していた。

容において縮小すべきことが求められることにもなろう。真の比較衡量は、裁判規範のあてはめにおいて求められると同時に、その反映として記事を掲載する報道主体の行動規範としても当然機能するものとなる⁽²³⁾。それゆえ、この点を漫然と看過して、十分な吟味のなされた跡の見られないような、あるいは不合理な判断に基づいて公表されたような記事の掲載については、裁判において相応の評価が妥当すべきである⁽²⁴⁾。

さて、長良川事件最高裁判決の示した規範の適用を受けるのは、その差戻審に限ったことではない。そこで以下では、上掲最高裁判決以前の重要判例であるノンフィクション前科公表事件判決(最判平成6年2月8日)のほか、長良川事件最高裁判決以降の3つの、プライバシー侵害に係る最高裁の判断についても取り上げ、それらの中で、上掲最高裁判決の示したプライバシー侵害に係る規範的評価の枠組みの更なる具体的な適用・あてはめがどのようになされているかについて見ていくことにする。

ただしここでは場面が異なり、重大事件に対する事件報道という問題の枠組からは一定の時間経過を経た、よりプライバシー保護の観点が強ク意識される場面を取り扱うこととし、このような問題意識や問題の把握は、今後のデータ社会・データベース社会における犯歴情報とプライバシーとの調整という難題への対処の検討へと向かうものである。

そしてその一端には、この難題をあえて法改正により拡大した、特定少年のプライバシーの問題が含まれることになる。

(23) 同じことはその情報を公表する判断を行う捜査機関・検察にもあてはまりうる。

そもそも公表すべき重大事案かどうかの判断を捜査機関・検察に委ねてよいかも問題である。それは裁判体に対して一定の圧力を加えうる手段とはならないだろうか。

(24) プライバシー侵害の主体となりうるものとして、報道機関や個人のみならず、公表を決めた捜査機関・検察当局もこれに含まれることになろう。

2 犯歴情報と特定少年のプライバシー

（1）ノンフィクション前科公表事件判決（最判平成6年2月8日⁽²⁵⁾）

長良川事件以降の、その規範の適用例を以下に見ていくこととするが、まずは長良川事件最高裁判決の規範の原型を作ったともいえる、ノンフィクション前科公表事件判決について見ておこう。

ノンフィクション作品において実名を使用して前科が公表された事案に関して最高裁は、前科が公表されない利益と、これに相対する社会的関心・社会的意義の双方を認めた上で、次のような規範を示した。

「ある者の前科等にかかわる事実を実名を使用して著作物で公表したことが不法行為を構成するか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性をも併せて判断すべきもので、その結果、前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができるものといわなければならない。」。

その上で、その規範の適用に関しては、まず公表された側の利益として、「本件事件及び本件裁判から本件著作が刊行されるまでに一二年余の歳月を経過しているが、その間、被上告人が社会復帰に努め、新たな生活環境を形成していた事実を照らせば、被上告人は、その前科にかかわる事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有していたことは明らかである」ことを確認している。

これに対して実名使用の利益・必要性に関しては次のように判示した。

「所論は、本件著作は、陪審制度の長所ないし民主的な意義を訴え、当時のアメリカ合衆国の沖縄統治の実態を明らかにしようとするを目的としたものであり、そのために本件事件ないしは本件裁判の内容を正確に

(25) 民集48巻2号149頁。

記述する必要があったというが、その目的を考慮しても、本件事件の当事者である被上告人について、その実名を明らかにする必要があったとは解されない。本件著作は、陪審評議の経過を詳細に記述し、その点が特色となっているけれども、歴史的事実そのものの厳格な考究を目的としたものとはいえず、現に上告人は、本件著作において、米兵たちの事件前の行動に関する記述は周囲の人の話や証言などから推測的に創作した旨断っており、被上告人に関する記述についても、同人が法廷の被告人席に座って沖繩へ渡って来たことを後悔し、そのころの生活等を回顧している部分は、被上告人は事実でないとしている。その上、上告人自身を含む陪審員については、実名を用いることなく、すべて仮名を使用しているのであって、本件事件の当事者である被上告人については特にその実名を使用しなければ本件著作の右の目的が損なわれる、と解することはできない。】。

判示のとおり本件最高裁は、その著作公表の目的自体は否定しないものの、その目的との関係において(「その著作物の目的、性格等に照らした」)、「実名使用の意義及び必要性」まではなかったものとの判断を示していた。

長良川事件最高裁が示した判断要素はおおむね、「少年の年齢」、「社会的地位」、「犯罪行為の内容」、「プライバシー情報が伝達される範囲」、「少年の被る具体的被害の程度」、「本件記事の目的・意義」、「公表時の社会的状況」、「記事公表の必要性」、(それらを踏まえた)「少年の利益と報道の利益との比較考量」というものであった。

本判決が挙げていた要素をこれと比較すると、「少年の年齢」、「社会的地位」に相当するのが、実名を公表された者の「社会的活動及びその影響力」。

「犯罪行為の内容」に相当するのが「事件それ自体の歴史的又は社会的な意義」。

「プライバシー情報が伝達される範囲」、「少年の被る具体的被害の程

度」に相当するのが、事件後の「生活状況」。

「本件記事の目的・意義」に相当するのは、「その著作物の目的、性格」。

「公表時の社会的状況」に相当するものは見当たらない。

「記事公表の必要性」に相当するのが、「その当事者の重要性」と、単なる著作公表の意義・必要性を超える、(著作物の目的、性格に照らした)「実名使用の意義」及び「実名使用の必要性」となっている。

そして、以上を踏まえた、公表される側の利益と実名公表の利益との比較衡量、ということになる。

その考慮要素からも明らかなように、本判決は「公表の必要性」を超える「実名使用の必要性」を検討している。事件報道とノンフィクション作品とは性格を異にするものの、具体的比較衡量においては、単に事件公表の利益と見るのではなく、厳密に実名使用の具体的な意義や必要性が認められるのかどうか問われなければならない。なぜなら具体的比較衡量において秤に乗せられる一方の利益は、実名や実住所を晒されるという具体的なプライバシーの利益なのであり、これと厳密な比較衡量を行おうとすれば、他方の利益としてもこの具体的なプライバシーの利益を侵害しうる実名使用の有する具体的な利益とが比較対象とされなければならないはずである。

とりわけ現在においては、断片的な事件報道がインターネット上で集約されることを通して、従来以上にプライバシー侵害の強度・濃度は増加している⁽²⁶⁾。しかもその持続性も無視しえない。実名という容易に変更できない要素が「検索ワード」化することで、その「プライバシー情報が伝達される範囲」は、報道された当事者が移動した世界中どの場所においても同等程度に到達しうるものになってしまう。またその「被る具体的被害の程度」についても、時の経過を経て事件に対する社会的関心が薄れ

(26) 宍戸常寿「検索結果の削除をめぐる裁判例の今後と課題」情報法制研究1号54頁参照。

てもなお、報道された当事者個人にとっては、いつまでもデータが残り、なおコピーされ、的確に検索されさえすれば、噂話で済んだはずのものが「特定」されるに及んでは、時の経過のメリットを受けることもなく、何度でも繰り返し「社会的責任」ともいうべき負い目をまた新たに背負わされることになる。新しい環境を求めれば、また新たな好奇の目に迎えられることにもなりかねず、いよいよ再起しうる場所を失うことにも至りうるのである。

ノンフィクション作品に比し、報道の利益は速報性にあり、他方で過去を検索する際のデータとしての役割はまた別異に考慮すべきであって、そこではまして実名使用の意義は薄れよう。したがって速報性に意義・目的を有する報道において、それを踏まえた実名使用の必要性を具体的事情に即して吟味する必要がある、本判決の示した態度は事件報道のケースにおいても十分に顧みられるべきである。

(2) 検索結果削除事件決定(最決平成29年1月31日⁽²⁷⁾)

本判決は非常に欲張りな判断内容を持つものの、それらはどうもちぐはぐな感が否めない。すなわち、過去の逮捕報道に係る、いわゆる検索サイトによる検索結果の削除を求めた事件だが、同決定は検索サイトの表示する検索結果を表現ととらえ、検索サイトを表現主体ととらえた⁽²⁸⁾。しかしそうでありながら、他方でまた検索サイトはいわば「情報流通の基盤」でもあるから、検索結果を表示されない利益が、表示する利益に「優越する

(27) 民集71巻1号63頁。評釈として例えば、安藤均「検索サービスで表示された犯罪歴についての削除請求が認められなかった事例—最高裁平成29年1月31日 第三小法廷決定—」旭川大学経済学部紀要76号101頁、中島美香「検索結果の削除と忘れられる権利——最決平成29・1・31を契機とした学説の議論状況について——」東海法学56号136頁。

(28) 同決定が「一貫性を有する表現行為」というとき、その「一貫性」とは検索結果を統一的な表現行為とし、その背後に統一的な表現意思があることを支える要素・論拠であると思われる。

ことが明らか」でなければ削除を求められないとしたのである。

単なる比較衡量ではなく、「優越することが明らか」でなければならぬといと要件を加重したのは、同決定の論理からすると、それは単に表現主体であるにとどまらず、「情報流通の基盤」でもあるという二重の性格を持つからだということになる⁽²⁹⁾。

しかしまづもって、このような「情報流通の基盤」という性格を、この比較衡量に加えるかについては、自明とはいえないだろう。しかもそこで比較対象とされる内容は、検索結果の表示という表現と、検索結果の先の不特定多数の者の表現の両方を含むことになるだろう。少なくとも後者は前者の潜在的な内容に含まれることになることは否定しえまい。

検索サイトの「情報流通の基盤」たる性格を踏まえて、比較衡量において「優越することが明らか」な利益を求めたことは、理屈としてはわからないではない。しかしこれではもはや、いわば世間一般の抽象的な知る権利全体と報道された者の利益とを比較するようなことと変わらないことになり、およそ具体的な比較衡量とはなりえないことになる。後述するように、本決定の比較衡量の内容はあまりに抽象的である。

上掲ノンフィクション事件判決や長良川事件判決⁽³⁰⁾が示してきた具体的な比較衡量というものを踏まえるならば、「情報流通の基盤」という抽象的性格を無批判にこの判断の中に取り入れて、まして明白な優越性というかさ上げした基準を創出して、二重に比較衡量を抽象化するような判断枠組を提示したのは適当ではなかっただろう。

やはりむしろ、「情報流通の基盤」ともいうべき、重要な表現主体による、豊富な情報量を含んだ表現行為の利益と、公表された者の利益という

(29) 村田健介「プライバシー侵害による差止請求権と『忘れられる権利』— 最決平成29・1・31を踏まえて—」岡山大学法学会雑誌67巻2号361頁はむしろ、表現主体性を認めなくても衡量問題として扱えたはずだが、いずれにせよ「この言及によって、『当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情』を大きめに量りやすくなったとはいえよう。」という。

(30) 同最高裁判決は「個別具体的に」と判示していた。

形で、具体的な比較衡量を行うべきである。

これと正反対の判断枠組を示した本決定のあてはめ評価は、以下に見るとおり、非常に抽象的なものに墮しており、およそ説得力のないものである。

まずそこで考慮される要素については次のようにいう。

「当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。」(太字筆者)。

そして次のようなあてはめを行った。

「児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという本件事実は、他人にみだりに知られたくない原告人のプライバシーに属する事実であるものではあるが、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる。また、本件検索結果は原告人の居住する県の名称及び原告人の氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる。」(下線筆者)。

なんとこれだけである。「その者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化」については、なぜ検討されていないのか。

検索サイトが表現主体だというなら、その表現の目的や意義を明らかにすべきである。当該記事の掲載について、5年前の状況と5年後の状況とについてなにも検討の跡が示されていない。自らが掲げた規範をあてはめないというのはどういうことなのか。

他方で「当該事実の性質及び内容」と「上記記事等において当該事実を記載する必要性」に関する説明は、「児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる。」ということに尽きている。性犯罪なら5年程度は論じるまでもないといった態度に見える。当該事件や罰金刑が軽いかどうかは別にしても、一体どのように比較衡量したのかさえ明らかではない。

さらに、事実の伝達される範囲や具体的被害の程度をどのように捉えるかということ自体、なお具体化されたとはいえないところであるものの、「本件検索結果は原告人の居住する県の名称及び原告人の氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる。」という判示はあまりにも不明確である⁽³¹⁾。

「ある程度限られた」とは、どのような場合を基準とし、あるいは比較対象として述べているのか。その検索結果の表示を見る主体は、本当に「原告人の居住する県の名称及び原告人の氏名を条件とした」検索を行うであろう人たちを基準に考えなくてよいのか。世界中の人を基準にして、そんな検索は近場の人しかないから「ある程度限られた」といえるんだというような評価に、一体何の意味があるのだろうか。

検索サイトの表現たる検索結果を知りうる利益は全国の人が享受するも

(31) 宍戸・前掲情報法制研究1号52頁は、ワードを入力することで情報伝達が行われること自体をもって「伝達される範囲」が狭いといえるなら、「この要素は検索結果の削除が求められる裁判では、事実上削除を否定する方向で働くように思われる。」という。

のであるのに対して、公表される人の利益は主にその地域社会におけるものに局限化されている。したがってそもそも「事実が伝達される範囲や具体的被害の程度」を全国規模のスケールの中で判断すること自体が、この具体的比較衡量を陳腐化させる。

性犯罪者の前科や逮捕歴が「公共の利害に関する事項」であるのは、その再犯に対する警戒や不安を根拠にするものであろうから、それを知りうるという意義を全国規模の枠の中でとらえることは無意味である。そこに社会的制裁の意味をさらに読み込んだとしても、同じことがいえよう。前科・前歴者は名前や住所を晒してもいいからといって、全国津々浦々にポスターを貼ってよいことにはなるまい。それと何が違うのか。しかし同じくポスターを貼るにしても、はるか遠い土地に貼られたポスターと、近所に貼られるポスターとは、その意味において大きな違いがあることは自ずからわかっていこう。「事実が伝達される範囲や具体的被害の程度」、あるいは「当該事実を記載する必要性」というのも、こうした具体性の中で比較衡量するのでなければ意味を成さない。「その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化」というのも同様に、このような思考枠組の中で評価するのでなければ、形だけの判断にしかなりえない。

本決定は申し訳程度に結論部分で「抗告人が妻子と共に生活し、前記1(1)の罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても」というのだが、なぜむしろこのような具体的な事情を真正面から判断の枠組みの中で取り扱わないのか、理解に苦しむ。

前科や逮捕歴に対する関心を尊重し、性犯罪に対して厳しい態度をとることを表明するものだとしても、判断の理由として示される比較衡量の中身があまりに粗末に過ぎるなら、それは過度な社会的制裁に裁判所が加担することにもなりかねないのではなからうか。

（3）調査官論文事件判決（最判令和2年10月8日⁽³²⁾）

検索結果削除事件決定が具体的な比較衡量をないがしろにしたあと、この調査官論文事件判決並びに次に挙げるツイッター記事削除事件判決に至って、プライバシー保護に関する比較衡量は具体化・実質化の方向へと踏み出していく⁽³³⁾。

本事件は家裁調査官として担当した少年のプライバシーに関する詳細を、臨床精神医学の専門雑誌に本人の断りなく掲載したとして損害賠償を求められた事案である。そこには本稿が考察対象としている少年法や少年のプライバシーが考慮すべき要素として含まれており、特に参照に値する。

本判決は少なくとも検索結果削除事件決定が示したような公表されない利益の「優越することが明らか」といった基準をとることはせず、単なる比較衡量を採用している⁽³⁴⁾。

ただし本判決は比較衡量において考慮すべき内容について、事案に即した具体化を図り、これまで例示されてこなかった要素を事案に即して取り上げている点に特徴があり、具体的比較衡量という観点からすれば、このような態度は望ましいものというべきである。

そこではまず、画一的な「前科情報」などといったとらえ方ではなく、「本件プライバシー情報の性質及び内容」を一項目として挙げている。そこでは少年法に基づいた、少年事件に対する家裁の調査といった要素をしっかりと加味することができ、実際に加味されている。

(32) 民集74巻7号1807頁。

(33) このような傾向が、特定の小法廷や特定の裁判長裁判官（担当裁判官）に限定されることにはならないように注視していく必要がある。

(34) プライバシー侵害に至りうる情報の公表・表現は、そのほとんどの場合が不特定多数の読者・受け手を想定するメディア・媒体を介してなされるものであることからすれば、検索結果削除事件判決が「情報流通の基盤」であるといった「媒体性」を「明白な優越性」の根拠としたことは、具体的な比較衡量という観点からして、あらためて問題があったというほかない。

また「表現媒体の性質」という、「伝達される範囲と具体的被害の程度」を考慮する上で重要な要素も加えられている。

これらの点は、プライバシー保護とその公表に係る比較衡量・利益衡量が「個別具体的に」なされるべきであることを正当に踏まえたものとして、積極的な評価に値する。

さらに本判決はこの比較衡量において、少年の「社会的地位」について、「被上告人は、本件公表の当時、19歳であり、その改善更生等に悪影響が及ぶことのないように配慮を受けるべき地位にあった。」とした。社会的地位は何も公人であるかどうかにかき尽きる要素ではないというべきであり、このような評価も比較衡量を具体化・実質化するのに資するだろう。

ただ本稿の関心からすると、19歳が特定少年とされたことに鑑みれば、今後「その改善更生等に悪影響が及ぶことのないように配慮を受けるべき地位」は完全に失われるものではないとしても、その意味合いが希薄化されると評価される余地は考えられる。しかしなお、この比較衡量が「個別具体的に」なされることを要請されていることからすれば、その「社会的地位」は特定少年とされたことの一事をもって画一的に「その改善更生等に悪影響が及ぶことのないように配慮を受けるべき地位」との意味合いが希薄化されたものと評価すべきではない。特定少年とはいえ若年者の改善更生に配慮のなされるべきことが否定されるいわれはなく、ましてその少年の素質・特質等を個別具体的にとらえるならば、その種の配慮を受けるべき地位になおあるかどうか十分に加味される必要がある。

そして結論としては本判決は、専門雑誌での科学的な論文掲載の中での公表という目的・意義の正当性・公益性を強調すると同時に、「本件論文が医療関係者や研究者等を読者とする専門誌や専門書籍に掲載するという方法で公表されたことからすると、本件論文の読者が対象少年を被上告人と同定し、そのことから被上告人に具体的被害が生ずるといった事態が起る可能性は相当低かったものというべきである。」などと述べて、公表

されない利益が「優越するとまではいい難い」、「プライバシーを侵害したものとしてみれば不法行為法上違法であるということとはできない。」とした。

本判決の結論の実質は、公表されない利益が優越しないということよりも、侵害の程度が「相当低かった」がために、損害賠償を認めるに足りるほどのプライバシー侵害・違法がなかったという認定・判断にあるものと思われる⁽³⁵⁾。

この判断には二点疑問がある。

一点目として、多数意見も、多数意見に付された草野耕一裁判官の意見にしても、実際に少年が論文に記載された少年だと同定されたことがないことをもって、被害の小ささの根拠としているのだが、これは妥当であろうか。

とりわけ次にあげるツイッター記事削除事件の草野耕一裁判官による補足意見では、「原判決は、ツイッターの検索機能の利用頻度はGoogleなどに比べて高くないことを理由として、『(上告人)が具体的被害を受ける可能性は低下している』などと述べているが、家族や知人が本件各ツイートをいつ見るかもしれないと危惧し続けることによって平穏な暮らしを妨げられている上告人の不利益がツイッターの検索機能が弱いという理由によって甘受し得る程度のものに減少するとは考え難い。」(下線筆者)ともされている。

実際に同定されていないから被害がないとか小さいという評価をしてしまつては、おおよそ公表を差し止めることは困難になる。被害が出てから訴えよということになるが、被害が出てからでは遅いだろう。やはり可能性

(35) 本判決の評釈において建部雅「少年保護事件を題材とした論文とプライバシー侵害」『令和2年度重要判例解説』(ジュリスト1557号)55頁は、「本件とは異なり、公表により実際に実害が発生しうる場合だったとしてもその公表の目的が正当でありその意義が大きい場合にはプライバシー保護は制約されるべきである。特に子ども等のような自ら身を守る術のない弱者に対する事件に関する情報公開は、弱者保護のために積極的に許容されなくてはならない。」とするが、本末転倒ではなからうか。

としての評価に徹するべきである⁽³⁶⁾。

二点目として、本件は専門雑誌への論文の掲載という態様であったが、それでもなお現在においては、ネット上の拡散・伝播可能性⁽³⁷⁾と、情報の集約・モザイク化による特定・同定の可能性についても吟味すべきではなかったか。

現在においては雑誌もまた紙媒体のみならず、同じ原稿がPDFファイルでインターネット上に掲載されることも少なくなかろう。あるいは専門雑誌の内容が「引用」の形で他の論文のみならず、ネット上の専門記事に転載される可能性も小さいとはいえない。ましてそれが、特に社会で耳目を集める事件であった場合には、情報が集約されて「特定・同定」に至るおそれも決して小さくはないはずである。本判決は「表現媒体の性質」を raising 上げて「伝達される範囲と具体的被害の程度」を考慮した点に特徴があ

(36) 本庄武「成長発達権の内実と少年法61条における推知報道規制の射程」一橋法学10巻3号847頁以下は、少年法61条の名誉・プライバシー保護には成長発達権による裏付けがあり、そのことによって厚い保護が根拠づけられるとするものだが、同861頁は「仮に名誉やプライバシーの侵害が発生する恐れは生じたが、実際にそれが害されたという証明がなされなかったとしても、そのおそれを感じ取った少年が萎縮することにより成長発達が妨げられることは十分にあり得る。そのため、成長発達に相応しい環境の提供が妨げられるという意味で権利侵害性が肯定されることになるのである。」とし、また同868頁以下も「成長発達権の視点からは、本人を推知させないような配慮が窺えない報道が少年自身に与える影響も見逃せない。そのような報道に接すると、少年は社会から切り捨てられたと感じ、犯罪を克服して生き直すプロセスを阻害されてしまうであろう。このことも侵害の内容に加味することができる。」という。渕野貴生「少年事件における本人特定報道禁止の意義」静岡大学法政研究5巻3-4号314頁も、少年法61条の保護法益を名誉・プライバシーのほか、成長発達権と結びつけた社会復帰の利益とした上で、同315頁では非行を犯した少年にとって周囲・社会の対応は「人格の発達にも影響を及ぼしかねないほど大きな要素となりうる。」とし、「もし、社会が少年を異端視し、社会生活においてその少年が社会的な役割を持つことを拒み、少年とのコミュニケーションを拒否するとしたら、その少年は、他の人と関わることによってこそ実現可能な人格の健全な発達を行う機会を奪われてしまうだろう。」と述べる。

(37) 後藤弘子「実名報道と少年法改正」論究ジュリスト37号117頁は、新68条下での実名報道に関連して、「インターネット時代にはより少年の社会復帰の大きな障害となる。」と指摘する。

り、そのような個別具体的な事情の精査は、ここでの比較衡量にとって望ましいものだが、そうであるならばなおさら「表現媒体」をまたいだ「拡散」と、その拡散を踏まえた同定可能性まで吟味すべき対象に含めることが、さらに望ましかったといえるのではなかろうか。

なお、本判決には上記のとおり、草野裁判官の意見が付されている。

草野裁判官は、上述のとおり公表によって侵害結果は現実化していないという理由から、結論としては多数意見に賛成する。

しかし、公表時少年が多感な高校生であったという年齢・社会的地位、そんな多感な時期に幼年期の深刻な出来事を含むプライバシー情報が公表されたという精神的苦痛と改善更生への悪影響の程度、少年の改善更生こそを目的とする少年法の趣旨に抵触するというその公表の消極的意義等を踏まえると、もはや比較衡量という枠組みを論じる以前のもの⁽³⁸⁾だとの評価も加えている。

ここで特定少年について考えると、もちろん特定少年であっても、刑事事件として公判請求されない限りは推知報道禁止の枠内にあるから、やはり家裁での調査や審判の過程で知りえたプライバシー情報の公表はただちに少年法上違法ともいうべきであるが、もっとも仮に刑事事件として公判請求された場合であっても、本判決多数意見が「プライバシー情報の性質」を論じたように、当該情報の入手経路や入手方法の違法性評価はここで加味されるべきである。

またたとえ推知報道禁止の枠外に置かれる特定少年の場合であっても、その少年が「多感な」青年期にあって、学校の友人との関係においては自

(38) 正確には「上告人Y1が本件プライバシー情報を知り得たのは、ひとえに同上告人が少年法に基づき本件保護事件を調査する権限を担当裁判官から与えられた結果に他ならない。そうである以上、上告人Y1が本件プライバシー情報を学術目的等に利用し得る場合があるとしても、被上告人の改善更生という同法の趣旨に抵触する態様で本件プライバシー情報を利用することは許されないといふべきである。本件は、この点において、一般のプライバシー侵害案件に使われる判断枠組みだけでは適切な評価を行い得ない事案である。」とした。

己イメージの保持に対する意識が強く、またそのような「社会的地位」に置かれていることもまた疑いのないところであるから、こうした意味において特定少年の「精神的苦痛」や「改善更生への悪影響」という「具体的被害の程度」は相応に評価される必要がある。

少年法上の推知報道を禁止しあるいは許容するという規範枠組は、刑事事件に対する正当な社会的関心という憲法を背景とする利益との関係において構築されたものであり、それは一定の形式的な線引きを行ったものではあるが、特定少年というカテゴリーが定められたからといって、その正当なプライバシー保護がすべて顧みられなくなったことを意味するのではないことはいうまでもない。

(4) ツイッター記事削除事件判決(最判令和4年6月24日⁽³⁹⁾)

本判決の裁判長裁判官は、調査官論文事件判決で意見を書いた草野耕一裁判官であり、原判決を破棄して記事の削除を命じ、その上で草野最高裁判事は補足意見も付している。

本件は旅館の女性用浴場の脱衣所への建造物侵入で逮捕・罰金刑を科された事案の逮捕報道が転載されたツイートの削除を求めたケースである。

原審は検索結果削除事件決定と同様に、「情報流通の基盤」に適用された明白な優越性基準を示したが、本判決は単に「そのように解することはできない。」として、単純な比較衡量の適用を相当とした。ツイッターは検索サイトのそのものではないが、いわゆるSNS(ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス)として、ニュース報道を含めた「情報流通の基盤」の最大規模のものの一つであることからすると⁽⁴⁰⁾、ノンフィクション前科

(39) 裁判所ウェブサイト。

(40) 本判決は「原審は、上告人が被上告人に対して本件各ツイートの削除を求めることができるのは、上告人の本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかかな場合に限られるとするが、被上告人がツイッターの利用者に提供しているサービスの内容やツイッターの利用の実態等を考慮しても、そのように解することはできない。」と判示した。

公表事件判決や長良川事件最高裁判決に端を發する、プライバシー保護に係る比較衡量枠組の個別具体性に相反する「情報流通の基盤」論は、判例の枠組みから逸脱したものととして排斥されたと考えられようか。

その上で本判決は、「本件事実は、不特定多数の者が利用する場所において行われた軽微とはいえない犯罪事実に関するものとして、本件各ツイートがされた時点においては、公共の利害に関する事実であったといえる。しかし、上告人の逮捕から原審の口頭弁論終結時まで約8年が経過し、上告人が受けた刑の言渡しはその効力を失っており（刑法34条の2第1項後段）、本件各ツイートに転載された報道記事も既に削除されていることなどからすれば、本件事実の公共の利害との関わりの程度は小さくなってきている。また、本件各ツイートは、上告人の逮捕当日にされたものであり、140文字という字数制限の下で、上記報道記事の一部を転載して本件事実を摘示したものであって、ツイッターの利用者に対して本件事実を速報することを目的としてされたものとうかがわれ、長期間にわたって閲覧され続けることを想定してされたものであるとは認め難い。さらに、膨大な数に上るツイートの中で本件各ツイートが特に注目を集めているといった事情はうかがわれないものの、上告人の氏名を条件としてツイートを検索すると検索結果として本件各ツイートが表示されるのであるから、本件事実を知らない上告人と面識のある者に本件事実が伝達される可能性が小さいとはいえない。加えて、上告人は、その父が営む事業の手伝いをするなどして生活している者であり、公的立場にある者ではない。以上の諸事情に照らすと、上告人の本件事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越するものと認めるのが相当である。」と判示した。

すなわち、時間経過、刑の言い渡しの効力、転載元の記事の削除、ツイッターの速報性、面識ある者が検索した場合の伝達可能性、非公人性などが挙げられている。ツイッターの速報性を指摘するなど、具体的事情を

考慮に入れている点については積極的な評価が可能である。中でも本人の具体的事情に即して、面識ある者が検索した場合の伝達可能性を小さいとはいえないと評価した点は重要であろう。「面識のある者」を検索主体として措定することで初めて、この「伝達される範囲」と「具体的被害の程度」の要素は、個別具体的な比較衡量において実質的な意味を持ちうるのである。

他方で草野判事は補足意見の中で、報道がデータとして継続的にアクセスされることの意義についても、「報道の保全価値」と呼んでこれを認めている。

ただし、草野判事によれば「犯罪者の氏名等は、原則として、犯罪事件の社会的意義に影響を与える情報ではない。」から、「報道の保全価値」には「実名」は含まれないとした上で、実名報道の保全価値以外の独自の効用を検討するという形で、さらに実名報道の意義について精査がなされる。

仮にここで「実名」が「犯罪事件の社会的意義」の一内容を成し、したがって「報道の保全価値」に含まれると解した場合でも、草野判事の示した独時の効用に関する検討は同様に意味を成すものと思われる⁽⁴¹⁾。

草野判事は独自の効用として付加的な制裁機能、社会防衛・特別予防の機能、実名が晒されることに対する嗜虐機能⁽⁴²⁾の3つを挙げている。そしてこれらの社会的機能は、これらの機能を本来的に担う刑罰との関係で見れば付加的・二次的にそれらの機能を持ちうるにとどまるのであるから、比較衡量上これらの独自の社会的機能を必ずしも重視できず、その付

(41) 犯罪事件が社会的意義を有するというとき、その犯罪者の氏名は犯罪事件の社会的意義に「影響を与える情報」ではないのだとしても、社会的意義を有した犯罪事件の犯罪者の氏名自体もまた、その関連性ゆえに社会的意義を帯びることにはなりえ、その意味で犯罪者の氏名は「報道の保全価値」の一部を成しうるものともいえないかも知れないだろう。ただしそうだとすると、「その他の効用」を有する場合と同様に、その有する「保全価値」の意義については精査を要する。

(42) 「負の外的選好」の機能だとしている。

加的・二次的性格が考慮されなければならないとする。

確かに、当該事件の公表・報道、とりわけ実名報道の必要性が比較衡量の要素とされるとき、それは漠然と犯罪の重大性や社会的関心、経過年月といったことから容易に認められる傾向があるが、そもそも実名が、特に事件当時の事件報道以降の犯歴情報として存在し続ける場合に関して、その社会的意義ないし保全価値をまずは個別具体的に精査すべきであるし、さらには草野判事のいう二次的な制裁的機能、社会防衛機能の観点からも、その必要性・保全価値について慎重に評価することが必要であろう。そしてまた、同じことは顔写真の掲載についても同じくあてはまるだろう。

3 おわりに

プライバシー（privacy）とは文字どおり、私事を干渉から遠ざける権利であり、私事自律権⁽⁴³⁾という意味での自己情報決定権である⁽⁴⁴⁾。したがって、情報の流通により社会形成に資する、事件報道や犯歴情報に係る取材の自由・表現の自由が、私事の範疇を超え出た犯罪に係る情報に関して、プライバシーに一定の譲歩を迫ることは理解できないものではない。

ただし同時に、それが報道される個人にとって社会からの排除を含意することになる以上は、反面において成長発達や自己実現を通して社会に復帰するための幸福追求権として、国家に対して社会への復帰を請求する権利、とりわけ十分な更生保護を求める権利は保障されなければならない。それはいくら自己責任を論じようとも否定されるものではない。その意味で、特定少年に対する阻害・排除の拡大を法定した以上は、他面において少年法の理念を満たしうる十分な更生保護の仕組みが不可欠である。

特定少年を含む少年のプライバシー保護の司法における判断枠組もまた、この更生保護の仕組みの中の一部を現実的には担うことになる。少年

(43) この意味において、避妊具の使用や人工妊娠中絶はプライバシーの権利と関わることになる。

(44) 佐藤幸治「プライバシーの権利」小嶋和司編『憲法の争点（新版）』114頁も参照。

法は特定少年という形式的な線引きを行ったが、プライバシー保護の司法判断の枠組みは、個別具体的な比較衡量によって行うというのが積み重ねられてきた判例の態度である⁽⁴⁵⁾。その未成熟な思考や行動しか持ちえないことも少なくないという「年齢・社会的地位」、そうであるからこそ大人以上に深刻なものともなりうる「具体的被害の程度」、その他ネット上での情報の拡散や集約の想定可能性など、特定少年の推知報道は一定範囲で画一的に許容されたものの、特定少年のプライバシーの保護については、個別の事例に応じて十分に具体化された判断を慎重に行うべきことが、依然として要請されている。

(本学法学部教授)

(45) 改正少年法は62条2項2号で、特定少年に係る原則逆送の対象範囲を拡大した(「死刑又は無期若しくは短期1以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件」)。八田・前掲38頁が指摘するとおり、「強盗にしても、コンビニで万引きをして咎められ暴力を振るったり、自転車の籠から荷物を無理にひたたくって怪我をさせる、強盗致傷になる。それゆえ、二〇歳、二一歳の場合、執行猶予となることも多い。強制性交罪にしても、保護処分とされ、成人では起訴猶予も少なくない。」という中で、川名壮志「報道現場のルールと異なる推知報道禁止の解除」季刊刑事弁護106号64頁は、強盗、強制性交、放火、営利目的の覚醒剤所持などの罪について、「このような罪を犯した少年について、報道機関はこれまで実名化を検討したこともなかった。こうした事件は、特殊な場合を除けば、成人でも少年でも、ベタ記事程度の扱いにとどまる。わざわざ少年の更生機会を奪ってまで、実名を報じる必然性がなかったのだ。」という。いわば厳罰化、刑事司法化を体現した68条が事件や報道の実態と乖離した以上、これまで以上にプライバシー侵害として争われる局面のウェートが重くなることになる。